

審査書類情報照会

閉じる

■ 選択された文献

特許願2006-299780

参照可能書類リスト

1. [2006/11/06 : 特許願](#)
2. [2006/11/06 : 請求の範囲](#)
3. [2006/11/06 : 明細書](#)
4. [2006/11/06 : 図面](#)
5. [2006/11/06 : 要約書](#)
6. [2008/08/04 : 出願補正請求書](#)
7. [2008/08/04 : 手続補正書](#)
8. [2010/04/05 : 検査報告書](#)
9. [2011/06/01 : 拒絶理由通知書](#)
10. [2011/10/05 : 拒絶査定](#)

拒絶理由通知書

P.1

特許出願の番号	特願2006-299780
起家日	平成23年 5月27日
特許庁審査官	竹中 靖典 9507 2B00
特許出願人代理人	熊谷 清明 様
適用条文	第29条第1項、第29条第2項、第36条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から60日以内に意見書を提出してください。

理 由

1. この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしていない。

記

請求項1-3について
「休眠処理」について、具体的にどのような手順を行うものであるのか不明である。

よって、請求項1-3に係る発明は明確でない。

2. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明であるから、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

請求項1-3について
第1、2引用例にはマルハナバチ類の休眠打破の方法として、他の働き蜂をヘルパーとしてつけることによる休眠打破の方法が記載されている。

3. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国にお

P.2

いて、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第29条第2項の規定により特許を受けることができない。

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

請求項1-3について
第1、2引用例にはマルハナバチ類の休眠打破の方法として、他の働き蜂をヘルパーとしてつけることによる休眠打破の方法が記載されている。

<拒絶の理由を発見しない請求項>

請求項4-6に係る発明については、現時点では、拒絶の理由を発見しない。拒絶の理由が新たに発見された場合には拒絶の理由が通知される。

引用文献等一覧

1. 特許第3421121号公報
2. 特開2006-129881号公報

先行技術文献調査結果の記録

- ・調査した分野 IPC A01K67/033
- ・先行技術文献 特開2002-253085号公報
特表平11-514211号公報
特許第297140号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ又は面接のご希望がございましたら下記までご連絡ください。

特許審査第一部自然資源 竹中靖典
TEL. 03(3581)1101 内線3235
FAX. 03(3581)0339

[このページのトップへ](#)